

# 運輸審議会半年報

平成22年1月～6月

国土交通省運輸審議会



## は し が き

平成22年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。



目 次

運輸審議会半年報

平成22年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
1	事案処理状況	
2	その他の状況	
III	答申の概要	4
IV	答申書	
1	鉄 道 平21第4001号 京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上 限運賃設定認可申請について	6
2	旅客自動車 平22第5001号 防長交通株式会社の一般乗合旅客自動車 運送事業の上限運賃変更認可申請について	11
3	運 輸 安 全 平21第7001号 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の 実施に係る基本的な方針の改正について	14
V	運輸審議会公聴会	24
VI	運輸審議会意見聴取	26
VII	軽微認定事案	26
VIII	部会	26
IX	説明聴取事案	27
X	委員の構成等	28

# I 今期の活動概要

## ■ 概況

今期は、運賃関係が、答申2件（鉄道1件、旅客自動車1件）、許可等関係が、軽微認定1件（港湾1件）、運輸安全関係が、答申1件であった。

### 1 運賃関係事案

#### ○ 鉄・軌道事業

前期12月17日に諮問された京成電鉄株からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請事案について、1月12日、14日、19日及び21日に審議を行い、1月26日及び28日には共用大会議室において運輸審議会主宰による公聴会（写真1、2）を開催し、2月2日及び4日には参考人意見聴取を実施し、2月9日及び16日にも更なる審議を行った上、同月18日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

#### ○ 一般乗合旅客自動車運送事業

5月18日に諮問された防長交通株の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、6月1日及び3日に審議を行い、同月8日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

### 2 許可等関係事案

#### ○ 港湾

福岡県からの苅田港に係る港湾区域の変更認可申請事案について、3月18日に説明を聴取し、同月23日に軽微な事案として認定した。

### 3 運輸安全関係事案

前期12月1日に諮問された安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正事案について、1月27日及び2月17日に運輸安全確保部会において審議を行い、その結果を踏まえて、2月23日及び25日に本審議会において更なる審議を行った上、3月2日に諮問された案を一部修正した案のとおり改正することが適当である旨答申した。

### 4 その他事案

#### ○ 現地調査

6月10日に東京国際空港について（写真3）、同月24日に横浜港について、現地調査を行った。

#### ○ 説明聴取事案

28件の案件について説明を聴取した。

写真1



公聴会に臨む運輸審議会委員

写真2



公聴会の傍聴席

写真3



東京国際空港の現地調査

## II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成22年1月1日から  
平成22年6月30日まで)

### 1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	1	1	0	1	0	3
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	1	0	0	0	0	1
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	1	0	0	0	0	1
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	1	0	1
軽 微 認 定 事 案 件 数	0	0	0	0	1	1
予め定められた軽微事案に関する認定基準に基づいて国土交通大臣が処分し、通知のあった件数	0	0	0	0	3	3

### 2 その他の状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	運輸安全	その他	計
説 明 聴 取 件 数	2	4	3	2	17	28
現 地 調 査 件 数	0	0	1	0	1	2

### Ⅲ 答申の概要

今期は、鉄道関係 1 件、旅客自動車関係 1 件及び運輸安全関係 1 件の合計 3 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

#### 1 京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請事案

申請者である京成電鉄株式会社は、北総線を延伸し東京都心と成田国際空港とを 30 分台で結ぶ鉄道新線の整備に当たり、平成 14 年 7 月 5 日に京成高砂駅～成田空港駅間（51.4 キロメートル）の鉄道（成田空港線）について、第二種鉄道事業の許可を受けたものであるが、平成 22 年 7 月から同区間の運輸営業を開始できる見込みとなったので、鉄道の旅客運賃の上限設定（初乗運賃を 200 円に設定する等）の認可申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 21 年 12 月 17 日に諮問を受け、当審議会は、公聴会を開催し（平成 22 年 1 月 26 日及び 28 日）、また、参考人意見聴取を実施する（平成 22 年 2 月 2 日及び 4 日）など慎重に審議した結果、同年 2 月 18 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

また、答申に併せて、国土交通大臣に対し、次のような要望を行った。

- 成田空港線の開業が成田国際空港の国際競争力を高め、観光立国の実現に寄与することを勘案し、京成電鉄に対し、「①開業効果やサービス内容について、日本人旅行者のほか外国人旅行者をも対象とした幅広い広報活動を積極的に行うこと②運賃・料金が成田空港線経由と本線経由では異なることに伴う混乱を防ぐため、ハード・ソフト両面での案内体制に万全を期することとし、特に、外国人旅行者に対し、わかりやすい案内となるよう最大限配慮すること③利用者の意見・要望を的確に把握し、輸送サービスに反映させるよう努めること」を指導すること
- 成田空港線の都市内輸送に果たす役割の重要性に鑑み、京成電鉄に対し、「①運賃の設定・背景、運行計画、利用者利便の向上、安全対策対策等について沿線自治体等の理解を得るよう努めること②京成電鉄の一般特急と北総鉄道の普通列車の乗継ダイヤの調整に最大限配慮すること」について指導すること
- 安全で安定した輸送の確保が鉄道輸送の基本であるとの認識を踏まえ、京成電鉄に対し、「①時速 160 キロでの高速走行に対応した安全対策、騒音・環境対策に万全を期すること②鉄道施設の保有事業者（4 事業者）と緊密に連携し安全で安定した輸送の確保に万全を期すること」を指導すること
- 京成電鉄が上記要望に応じて講じた講じた措置及びその結果については、必要に応じ報告を求めるとともに、その内容を運輸審議会に報告すること



## 2 防長交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である防長交通株式会社は、山口市、周南市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成9年5月1日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更（対キロ区間制運賃の基準賃率45円20銭を47円20銭に改定する等）の認可申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成22年5月18日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年6月8日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

## 3 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正事案

国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、運輸安全マネジメント制度の周知啓発等に重点を置いて運輸安全マネジメント評価を実施してきたところであるが、運輸事業者の安全管理に対する取組の進捗状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うこととした。

また、平成18年4月に「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」で策定された「安全管理規程に係るガイドライン」については、上記方針の付属書として扱うものとし、今回の改正の一環として、その標題、位置付け、内容を見直すこととした。

国土交通大臣から平成21年12月1日に諮問を受け、当審議会は運輸安全確保部会を開催し、慎重に審議した結果、平成22年3月2日に諮問案を一部修正した案のとおり改正することが適当である旨の答申をした。（基本的な方針は諮問案の通り。ガイドラインは諮問案について細部の表記を一部修正）

また、答申に併せて、国土交通大臣に対し、引き続き運輸安全マネジメント評価の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、その実施に当たっては特に「①中小規模の事業者に対する運輸安全マネジメント評価の促進に積極的に取り組むこと②評価員の一層の技量向上を図ること」に配慮した対応をすることを要望した。

## IV 答申書

### 1 鉄・軌道

○国土交通省告示第138号（平成22年3月4日）

国 運 審 第 4 1 号  
平成22年2月18日

国土交通大臣 前原 誠 司 殿

運輸審議会会長 大屋 則 之

答 申 書

京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請について

平 2 1 第 4 0 0 1 号

平成21年12月17日付け国鉄業第50号をもって諮問された上記の事案については、平成22年1月26日及び28日東京都において公聴会を開催し、さらに、平成22年2月2日及び4日東京都において参考人の意見聴取を行ったほか、諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

京成電鉄株式会社の申請に係る鉄道の旅客運賃の設定については、次の額を上限として認可することが適当である。

### 1 普通旅客運賃

3キロメートルまで	200円
3キロメートルを超え5キロメートルまで	300円
5キロメートルを超え9キロメートルまでの部分	2キロメートルまでを増すごとに70円加算
9キロメートルを超え11キロメートルまで	500円
11キロメートルを超え14キロメートルまで	570円
14キロメートルを超え17キロメートルまで	630円
17キロメートルを超え23キロメートルまでの部分	3キロメートルまでを増すごとに50円加算
23キロメートルを超え29キロメートルまでの部分	3キロメートルまでを増すごとに30円加算
29キロメートルを超え45キロメートルまでの部分	4キロメートルまでを増すごとに30円加算
45キロメートルを超え49キロメートルまで	930円
49キロメートルを超え52キロメートルまで	950円

### 2 定期旅客運賃（1か月）

前記の普通旅客運賃を基礎に次の割引率を適用して算定した額

- (1) 通勤定期 30パーセント
- (2) 通学定期 56パーセント

## 理 由

1. 申請者は、北総線を延伸し東京都心と成田国際空港とを30分台で結ぶ鉄道新線の整備に当たり、平成14年7月5日に京成高砂駅～成田空港駅間（51.4

キロメートル)の鉄道(成田空港線)について、第二種鉄道事業の許可を受けたものであるが、平成22年7月から同区間の運輸営業を開始できる見込みとなったので、鉄道の旅客運賃の上限を設定しようとして、今回の申請を行ったものである。

2. 当審議会は、本事案の審議に当たり、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取するとともに、参考人の意見を聴取したほか、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったが、その結果は次の通りである。

(1) 成田空港線に係る平年度である平成23~25年度までの3年間の収支については、運賃設定の基礎となるべき総括原価(能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの)は39,421百万円、主文のとおり運賃を適用した場合の総収入は34,822百万円と推定され、差し引き4,598百万円の不足が生じるものと見込まれる。

(2) 総括原価及び総収入の算定内容に関しては、その前提条件について慎重に審査を行い、特に、成田空港線の輸送需要の推計方法、北総鉄道株式会社との運賃収入の配分方法、線路使用料の算出方法等について精査したところ、総括原価及び総収入の適正性に影響を及ぼすような事項は確認されなかった。

(3) また、成田空港線の運賃制度は、申請者の既存線の運賃制度とは異なっているが、鉄道事業法上、鉄道事業者が適正な総括原価の範囲内で運賃を設定することが認められていることからすれば、こうした運賃制度の採用は問題がないと判断された。

(4) 他方、申請者の当該事業は多額の費用が必要である等の理由によって開業当初は収支均衡が得られないものの、申請者の経営努力等によって長期的には収支が均衡するものと見込まれる。

3. 以上の事情を勘案すれば、今回の申請は鉄道事業法第16条第2項の基準に適合しているものと認められる。

## 要 望 事 項

1. 成田空港線の開業により、東京都心と成田国際空港との所要時間は30分台に短縮され、成田国際空港の利便性は飛躍的に向上する。

国土交通大臣は、成田空港線の開業が成田国際空港の国際競争力を高め、観光立国の実現に寄与することを勘案し、京成電鉄株式会社に対し、次の指導をしていただきたい。

- (1) 成田空港線の開業効果やサービス内容について、日本人の海外旅行者はもとより外国人旅行者をも対象とした幅広い広報活動を積極的に行うこと。
- (2) 上野・日暮里～空港第2ビル・成田空港間の運賃及び料金が成田空港線経由と本線経由では異なることに伴う利用者の混乱を防ぐために、ハード・ソフト両面での案内体制について万全を期すること。特に、日本に不慣れな外国人旅行者に対し、わかりやすい案内がなされるよう最大限配慮すること。
- (3) 外国人旅行者を含む成田国際空港利用者の空港アクセスに対する要望・意見を的確に把握し、成田空港線の輸送サービスに反映させるよう努めること。

2. 成田空港線は、成田国際空港へのアクセス交通機関であるとともに、都市内輸送を担う公共交通機関としての役割を果たすものである。

国土交通大臣は、成田空港線の都市内輸送に果たす役割の重要性に鑑み、京成電鉄株式会社に対し、次の指導をしていただきたい。

- (1) 成田空港線の運賃設定の背景・内容、同線の運行計画や開業に伴う利用者利便の向上、安全対策、環境対策等について、沿線自治体等への説明を十分に行い、理解を得るよう努めること。
- (2) 運行計画の策定に当たっては、京成高砂～印旛日本医大間の京成電鉄株式会社の一般特急が停車しない駅周辺の住民等も速達性の効果を享受できるよう、京成電鉄株式会社の一般特急と北総鉄道株式会社の普通列車の乗継ダイヤの調整等に最大限配慮すること。

3. 国土交通大臣は、安全で安定した輸送の確保が鉄道輸送の基本であるとの認識を踏まえ、京成電鉄株式会社に対し、次の指導をしていただきたい。

- (1) 成田空港線においては、スカイライナーが在来線最速となる時速160キロメートルで運行するなどの高速走行が行われることから、日常の車両・線路の

保守管理はもとより地震対策、テロ対策等を含めた安全対策全般について万全を期すること。

併せて、高速走行に伴う騒音の軽減や環境の保全についても十分な対応を図ること。

(2) 第二種鉄道事業者として、鉄道施設の保有事業者が異なる4区間をまたがって列車を運行することから、これらの鉄道事業者と緊密に連携し、安全で安定した輸送が確保されるよう万全を期すること。

4. 国土交通大臣は、京成電鉄株式会社がこの要望に応じて講じた措置及びその結果については、必要に応じ報告を求めるとともに、その内容について当審議会に報告していただきたい。

## 2 旅客自動車

○国土交通省告示第666号（平成22年6月17日）

国 運 審 第 1 5 号  
平 成 2 2 年 6 月 8 日

国土交通大臣 前 原 誠 司 殿

運輸審議会会長 大 屋 則 之

答 申 書

防長交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平 2 2 第 5 0 0 1 号

平成22年5月18日付け国自旅第23号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

防長交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

### (1) 周南市内の特定路線

半区180円、1区220円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃とする。

### (2) その他の路線

キロ当たり賃率47円20銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超え40キロメートルまでの間についてはその0.7倍、40キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、160円とする。

## 理 由

1. 申請者は、平成9年5月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成22年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は1,982百万円、適正な運送原価は2,371百万円と推定され、差引き389百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2,077百万円となり、差引き294百万円の損失を生ずるものと見込まれる。



3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

### 3 運輸安全

※答申の別紙資料のうち、ガイドラインは分量が膨大であることから添付を省略。

○国土交通省告示第187号（平成22年3月12日）

国 運 審 第 4 3 号

平 成 2 2 年 3 月 2 日

国土交通大臣 前 原 誠 司 殿

運輸審議会会長 大 屋 則 之

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、  
道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二  
十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規  
定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の  
改正に関する諮問について

平 2 1 第 7 0 0 1 号

平成21年12月1日付け国官運安第200号をもって諮問された本事案につい  
ては、運輸安全確保部会において討議を行うとともに、当審議会に提出された資料  
その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成21年12月1日付け国官運安第200号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である。

## 理 由

1. 国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、運輸安全マネジメント制度の周知啓発等に重点を置いて運輸安全マネジメント評価を実施してきたところであるが、運輸事業者の安全管理に対する取組の進捗状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うとしている。

また、平成18年4月に「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」で策定された「安全管理規程に係るガイドライン」については、上記方針の付属書として扱うものとし、今回の改正の一環として、その標題、位置付け、内容を見直すとしている。

2. 当審議会は、本事案の審議に当たり、運輸安全確保部会に付託して討議を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

(1) 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正  
改正後の方針では、運輸事業者において基本的な安全管理のための枠組みが概ね構築されていること等を勘案し、今後は運輸安全マネジメント制度の浸透・定着と運輸安全マネジメント評価の深度化に努めるとの考え方が提示されている。

また、評価の実施に当たっては、安全管理体制のPDCAサイクル機能の状況を重点的に確認するとともに、きめ細かな助言を行うこと等についての記載が追加されているほか、評価対象事業者の拡大等も図られている。

以上を踏まえれば、上記方針の改正は、運輸安全マネジメント評価の質を高め、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

## (2) 安全管理規程に係るガイドラインの改正

改正後のガイドラインでは、「ガイドラインは、運輸事業者における安全管理体制の構築・改善の進め方の参考例を示すものである」と位置付けるとともに、その標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に変更している。

また、運輸事業者にとって判りやすいものとなるよう、取組途上の事業者が多い項目を詳細に規定することを始めとして、用語・表現の簡明化に至るまで広範な見直しを行っている。

さらに、運輸安全確保部会での討議の結果、ガイドラインの位置付けと適合しない記載事項等を修正すべきであるとされたが、これらの修正はいずれも妥当なものであると認められる。

以上を踏まえれば、上記ガイドラインの改正は、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

3. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正した案のとおり改正することが適当であると認められる。

4. 当審議会としては、国土交通大臣に対し、輸送の安全の確保、運輸事業者の安全管理の重要性を踏まえ、引き続き運輸安全マネジメント評価の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、その実施に当たっては特に次の事項に配慮した対応をしていただくことを要望する。

(1) 中小規模の事業者に対する運輸安全マネジメント評価の促進に積極的に取り組むこと

(2) 運輸安全マネジメント評価が効果を上げるか否かは評価員の技量による部分が大きいことを踏まえ、評価員の一層の技量向上を図ること

(別添参考資料：平成22年2月17日付け運輸安全確保部会報告書)

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）

### 1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者においても、運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。

一方で、その取組内容については、十分でない部分や事業者間・モード間で差があることも判明している。

- (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定

着等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。

## 2. 実施方針

### (1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

今後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」（以下「安全方針等」という。）に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- ① 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。
- ② 経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

### (2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿って作成された運輸安全マネジメント評価実施要領に基づいて実施する。
- ③ 経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

(4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ② 運輸安全マネジメント評価の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、運輸安全マネジメント評価の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間120から150事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

### 3. その他

(1) 本方針は、平成22年4月1日より適用する。

(2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。

(3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。

## V 運輸審議会公聴会

### ◎京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可

#### ○概要

開催日時	開催場所	主催者
平成22年1月26日(火) 11時30分～16時00分	合同庁舎第3号館 国土交通省10階共用大会議室	運輸審議会
平成22年1月28日(木) 11時30分～15時00分	合同庁舎第3号館 国土交通省10階共用大会議室	運輸審議会

#### ○公述人

##### ・申請者公述人

No.	氏名	年齢	職名
1	花田 力	65歳	京成電鉄株式会社 取締役社長
2	三枝 紀生	60歳	〃 専務取締役鉄道本部長
3	金子 賢太郎	61歳	〃 常務取締役鉄道副本部長
4	小林 敏也	50歳	〃 鉄道本部計画管理部長

##### ・一般公述人

#### 【賛成】

No.	氏名	年齢	職名
1	山崎 山洋	59歳	印西市長
2	豊田 誠一	46歳	会社員
3	池内 富男	64歳	会社役員
4	平山 金吾	74歳	会社役員
5	小松 美智子	67歳	会社役員
6	石本 祐吉	71歳	自営業
7	権田 昌一	55歳	会社役員
8	松山 久	59歳	会社役員
9	武藤 虎之介	48歳	会社役員



## 【反対】

No.	氏名	年齢	職名
1	ヨコヤマ カガコ 横山 久雅子	59歳	白井市長
2	イワタ ヲユキ 岩田 典之	55歳	白井市議会議員
3	カゲヤマ コウスケ 影山 廣輔	35歳	白井市議会議員
4	シバタ ケイコ 柴田 圭子	51歳	白井市議会議員
5	ヤマモト タケン 山本 武	70歳	白井市議会議員
6	イシダ ヒロシ 石田 博	67歳	コンサルタント
7	ホシノ ユウジ 星野 雄史	76歳	自営業
8	マシマ ヒロシ 間嶋 博	64歳	自由業
9	ヨシダ ハルオ 吉田 治男	71歳	住宅管理組合 理事長
10	タケウチ ヨウコ 竹内 陽子	64歳	無職
11	フジモリ ヨシツグ 藤森 義韶	68歳	無職
12	アメミヤ ヒロアキ 雨宮 弘明	72歳	印西市議会議員
13	オオタ マコト 太田 誠	66歳	団体職員
14	キノ オサム 木曾 修	53歳	団体職員
15	ムトウ ヒロシ 武藤 弘	65歳	自営業
16	カメクラ リョウイチ 亀倉 良一	68歳	無職
17	ヤマシタ カネオ 山下 兼男	77歳	本埜村議会議員
18	フジノ マサオ 藤代 政夫	62歳	鎌ヶ谷市議会議員
19	タイラ キヨタダ 平良 清忠	64歳	成田市議会議員

## VI 運輸審議会意見聴取

○京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限運賃設定認可

開催月日	開催場所	主宰	出席者氏名及び職名	備考
2月2日	運輸審議会 審議室	運輸審議会	山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究 科教授	参考人
2月4日	運輸審議会 審議室	運輸審議会	牧野 修 東武鉄道株式会社取締役	参考人

## VII 軽微認定事案

○港湾区域の変更認可

認定月日	申請者	事案の内容
3月23日	福岡県	苅田港に係る港湾区域の変更認可

## VIII 部会

○運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
1月27日	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について（平21第7001号）	国土交通省2号館16階 運輸安全会議室
2月17日	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について（平21第7001号）	国土交通省2号館16階 運輸安全会議室

## Ⅸ 説明聴取事案

月 日	事 案 名	説 明 部 局 等
1月5日	平成21年度の審議状況	運輸審議会審理室
1月7日	鉄軌道輸送の安全にかかわる情報について	鉄 道 局
2月4日	運輸審議会運輸安全確保部会でのアドバイザーについて	運輸審議会審理室
2月9日	運輸審議会運輸安全確保部会の活用について	運輸審議会審理室
3月2日	国土交通月例経済(H21年11月・12月、H22年1月・2月)について	総 合 政 策 局
3月4日	平成22年度鉄道局関係予算概要について	鉄 道 局
3月9日	平成22年度海事局関係予算概要について	海 事 局
3月11日	平成22年度港湾局関係予算概要について	港 湾 局
3月16日	平成22年度自動車交通局関係予算概要について	自 動 車 交 通 局
3月25日	平成22年度国土交通省税制改正要望主要項目結果概要について	総 合 政 策 局
3月30日	平成22年度航空局関係予算概要について	航 空 局
4月1日	海上保安庁の課題と対策について	海 上 保 安 庁
4月6日	「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」について	自 動 車 交 通 局
4月8日	航空法の一部を改正する法律案について	航 空 局
4月13日	タクシー適正化・活性化法の施行状況等について	自 動 車 交 通 局
4月15日	観光施策の概要について	観 光 庁
4月20日	気象業務について	気 象 庁
4月22日	百里飛行場(茨城空港)について	航 空 局
4月27日	国土交通分野におけるITの活用について	総 合 政 策 局
5月11日	自動車損害賠償保障制度について	自 動 車 交 通 局
5月13日	交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて(中間整理)	総 合 政 策 局
5月20日	MICEの推進について	観 光 庁
5月25日	運輸部門における環境対策と最近の環境政策の動向	総 合 政 策 局
5月27日	鉄道駅のバリアフリー化による外出促進と地域活性化の効果	国土交通政策研究所
6月15日	平成21年度交通安全白書について	総 合 政 策 局
6月17日	国土交通省成長戦略(海洋分野・観光分野)について	政務三役政策審議室
6月22日	平成21年度観光白書について	観 光 庁
6月29日	内航行政の現状と課題について	海 事 局

## X 委員の構成等

### ○委員

平成22年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸審議会会長	大屋 則之
会長の職務を代理する常勤の委員	上野 文雄
運輸審議会委員(非常勤)	廻 洋子
運輸審議会委員(非常勤)	保田 眞紀子
運輸審議会委員(非常勤)	島村 勝巳
運輸審議会委員(非常勤)	松田 英三

### ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成22年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸安全確保部会部会長	大屋 則之
部会長の職務を代理する委員	上野 文雄
委員	島村 勝巳
専門委員	岡本 満喜子
専門委員	河内 啓二
専門委員	酒井 一博
専門委員	高 巖
専門委員	谷口 綾子
専門委員	中條 武志
専門委員	村山 義夫

(備考)

今期の専門委員の任命等については、以下のとおりである。

新任	岡本満喜子	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	河内 啓二	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	酒井 一博	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	高 巖	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	谷口 綾子	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	中條 武志	専門委員 (平成22年5月18日付け)
再任	村山 義夫	専門委員 (平成22年5月18日付け)
退任	芳賀 繁	専門委員 (平成22年3月31日付け)

## ○事案処理職員

平成22年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官	職	氏名
大臣官房参事官	(運輸審議会審理室長)	小室充弘
総合政策局総務課	運輸審議会審理室課長補佐	中山泰宏

運輸審議会半年報

平成22年1月～6月